

# 七戸町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)



令和 8 年 3 月改定

青森県 七戸町

# 目次

第1章	はじめに	1
第2章	計画策定の背景	2
1	気候変動の影響	2
2	地球温暖化対策を巡る国際的な動向	2
3	地球温暖化対策を巡る国内の動向	2
4	七戸町の動向	6
第3章	基本的事項	7
1	目的	7
2	対象とする範囲	7
3	対象とする温室効果ガス	7
4	温室効果ガスの算定方法	8
5	計画期間	8
6	上位計画及び関連計画との位置づけ	8
第4章	本町における温室効果ガスの排出状況	10
1	前計画の概要	10
2	これまでの温室効果ガス排出量の推移	10
3	令和6（2024）年度の温室効果ガス排出量の内訳	12
4	令和6（2024）年度の施設別の温室効果ガス排出量の内訳	14
5	温室効果ガス排出量削減に向けた課題	15
第5章	温室効果ガス排出量の削減目標	16
第6章	目標達成に向けた取組	17
1	取組の基本方針	17
2	具体的な取組内容	18
第7章	進捗管理体制と進捗状況の把握	21
1	推進体制	21
2	点検・評価・見直し体制	21
3	進捗状況の公表	21

# 1. はじめに

このたび、令和3（2021）年9月に策定した令和12（2030）年度までの七戸町の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「七戸町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改定いたしました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、青森県内では、極端な大雨とそれに伴う洪水被害、七戸町内では最高気温の大幅上昇による熱中症患者の増加など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では令和32（2050）年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「令和12（2030）年度において、温室効果ガスを平成25（2013）年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、令和17（2035）年度、令和22（2040）年度において、温室効果ガスを平成25（2013）年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。また、青森県においても、平成13（2001）年4月に「青森県地球温暖化防止計画」、平成23（2011）年3月に2期目の計画として「青森県地球温暖化対策推進計画」が策定され、令和5（2023）年3月には3期目の計画として改定され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

七戸町においては、令和3（2021）年7月には、2050年CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、カーボンニュートラル実現に向けて鋭意取組を進めているところです。

ゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

令和8（2026）年3月

## 2. 計画策定の背景

### (1)気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

令和3（2021）年8月には、IPCC 第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大气、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

### (2)地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成27（2015）年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに温室効果ガスの排出削減目標（国が決定する貢献：nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

平成30（2018）年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO<sub>2</sub>排出量を令和32（2050）年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、令和32（2050）年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

### (3)地球温暖化対策を巡る国内の動向

令和2（2020）年10月、我が国は、令和32（2050）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌年令和3（2021）年4月、地球温暖化対策推進本部

において、令和 12（2030）年度の温室効果ガスの削減目標を平成 25（2013）年度比 46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和 3（2021）年 6 月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」といいます。）の一部を改正する法律（令和 3（2021）年法律第 54 号）では、令和 32（2050）年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和 3（2021）年 6 月、国・地方脱炭素実現会議 において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

令和 7（2025）年 2 月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、令和 32（2050）年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030 年度において、温室効果ガス 2013 年度から 46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。同計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割や、特に都道府県に期待される事項についても明記されています。

表 2-1 地球温暖化対策計画における目標及び部門別の排出量の目安

(単位:百万 t-CO<sub>2</sub>)

項目	平成 25(2013)年度	令和 12(2030)年度 <sup>※2</sup>	令和 22(2040)年度 <sup>※3</sup>
	実績 <sup>※1</sup>	平成 25(2013)年度比	
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760 (▲46% <sup>※4</sup> )	380 (▲73%)
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	677 (▲45%)	約 360~370 (▲70~71%)
産業部門	463	289 (▲38%)	約 180~200 (▲57~61%)
業務その他部門	235	115 (▲51%)	約 40~50 (▲79~83%)
家庭部門	209	71 (▲66%)	約 40~60 (▲71~81%)
運輸部門	224	146 (▲35%)	約 40~80 (▲64~82%)
エネルギー転換部門 <sup>※5</sup>	106	56 (▲47%)	約 10~20 (▲81~91%)
非エネルギー起源二酸化炭素	82.2	70.0 (▲15%)	約 59 (▲29%)
メタン(CH <sub>4</sub> )	32.7	29.1 (▲11%)	約 25 (▲25%)
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	19.9	16.5 (▲17%)	約 14 (▲31%)
代替フロン等4ガス <sup>※6</sup>	37.2	20.9 (▲44%)	約 11 (▲72%)
ハイドロフルオロカーボン(HFCs)	30.3	13.7 (▲60%)	約 6.9 (▲77%)
パーフルオロカーボン(PFCs)	3.0	3.8 (+26%)	約 1.9 (▲37%)
六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	2.3	3.0 (+27%)	約 1.5 (▲35%)
三ふっ化窒素(NF <sub>3</sub> )	1.5	0.4 (▲70%)	約 0.2 (▲85%)
温室効果ガス吸収源		▲47.7	▲約 84 <sup>※7</sup>
二国間クレジット制度(JCM)	-	官民連携で 2030 年度までの累積で、1億 t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。	官民連携で 2040 年度までの累積で、2億 t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC <sup>※8</sup> 達成のために適切にカウントする。

※1. 平成 25 (2013) 年度実績については、令和 6 (2024) 年 4 月に気候変動に関する国際連合枠組条約事務局に提出した温室効果ガス排出・吸収目録 (インベントリ) (令和 4 (2022) 年度) に従い、地球温暖化対策計画 (令和 3 (2021) 年 10 月 22 日閣議決定) における数値から一部更新を行っている。これに伴い、令和 12 (2030) 年度の目標・目安における数値についても、一部所要の更新を行っている。

※2. 令和 12 (2030) 年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。

※3. 令和 22 (2040) 年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040 年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく 2040 年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。

※4. さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

※5. 電気熱配分統計誤差を除く。そのため、各部門の実績の合計とエネルギー起源二酸化炭素の排出量は一致しない。

※6. HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub> の 4 種類の温室効果ガスについては暦年値。

※7. 令和 22 (2040) 年度における吸収量は、地球温暖化対策計画 (令和 7 (2025) 年 2 月 18 日閣議決定) 第 3 章第 2 節 3. (1) に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

※8. 国が決定する貢献：nationally determined contribution

出典：環境省(2025)「地球温暖化対策計画」関連資料 1

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>>

令和7（2025）年2月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標をこれまでの令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で50%削減に加え、令和17（2035）年度までに65%削減、令和22（2040）年度までに79%削減することも目標として新たに掲げられ、その目標達成に向け、引き続き太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定率を令和7（2025）年度までに95%、令和12（2030）年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、平成31（2019）年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、令和7（2025）年12月末時点においては1,196地方公共団体と加速度的に増加しています。

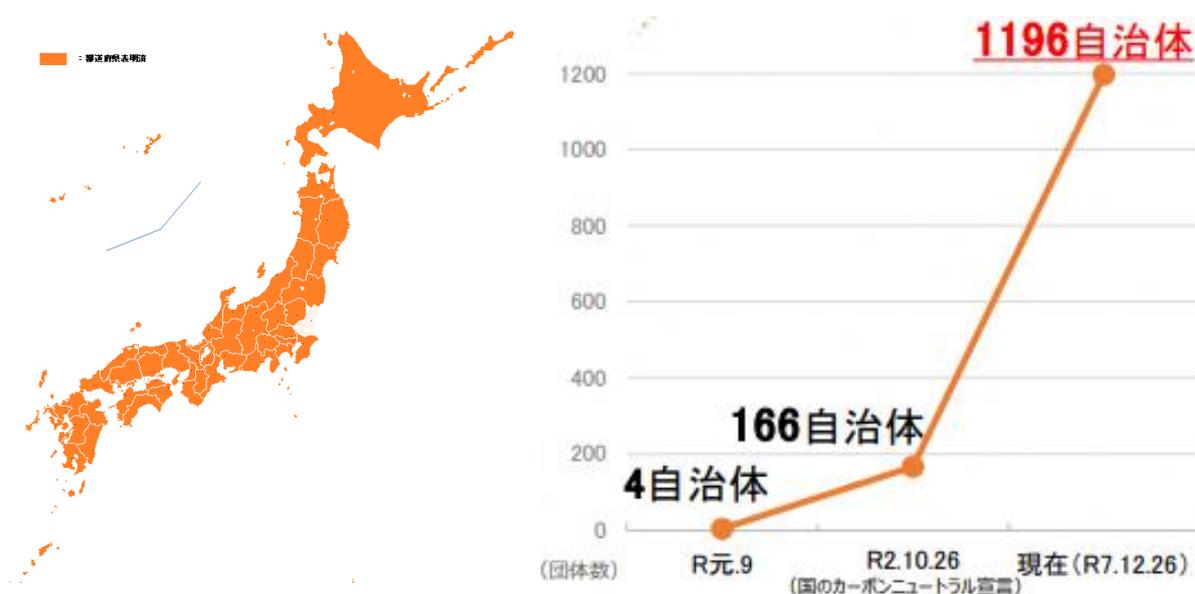


図 2-1 2050 年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体  
【令和7(2025)年12月26日時点】

出典:環境省(2025)「地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」  
<<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

#### (4)七戸町の動向

七戸町(以下、「本町」といいます。)においても、温対法第 21 条に基づき、令和 3(2021)年 9 月に本町が行う業務や庁舎などの公共施設全般から排出される温室効果ガスを削減し、地球温暖化を抑制するための計画「七戸町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、省エネルギーや省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの削減に努めているところです。公共施設照明器具の LED 化や公共施設への太陽光発電導入などをはじめ、町が保有する施設や設備以外にも地球温暖化の防止に向けた各種取組を継続的に推進しているところです。

さらに、令和 6(2024)年 3 月には、温対法第 21 条に基づき、町民、事業者及び行政が地球温暖化対策を進める上での具体的な目標や方向性について、緩和策と適応策を策定し、施策を実施することにより地球温暖化防止と気候変動による影響の緩和を推進することを目的として「七戸町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(以下、「七戸町区域施策編」といいます。)を策定し、地域内の全ての主体が協働・連携して地球温暖化の防止に向けた各種取組を推進しているところです。

### 3. 基本的事項

#### (1)目的

七戸町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」といいます。）は、温対法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

#### (2)対象とする範囲

本計画の対象範囲は、本町の全ての事務及び事業とします。ただし、外部団体が実施している一部の事務及び事業は除きます。

#### (3)対象とする温室効果ガス

温対法第2条第3項に掲げる温室効果ガスは、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）及びメタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）の7種類が定められていますが、このうち温対法施行令（平成11（1999）年政令第143号）第3条に規定された、温室効果ガス総排出量の算定対象となる温室効果ガスは、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）を除く6種類の物質となります。

本町における事務及び事業では、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）が6種類の物質の中でも多く排出されることから、本計画の排出量削減の対象とします。

表 3-1 温対法が定める温室効果ガスと本計画で対象とするガス

	温室効果ガスの種類	地球温暖化係数	用途排出源
計画の対象	二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	1	燃料の使用(ガソリン、灯油、重油、都市ガス等)供給される電気や熱の使用、廃棄物の焼却
	メタン(CH <sub>4</sub> )	28	ボイラーにおける燃料の使用、ガス機関・ガソリン機関における燃料の使用、自動車の走行、下水又はし尿処理、廃棄物の焼却、家畜の反芻やふん尿処理
	一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	265	ボイラーにおける燃料の使用、ガス機関・ガソリン機関における燃料の使用、自動車の走行、下水又はし尿処理、廃棄物の焼却、笑気ガス(麻痺剤)の使用、化学肥料の施肥
計画の対象外	ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	数百から1万程度	カーエアコンの使用・廃棄 噴射機・消火器の使用・廃棄
	パーフルオロカーボン類(PFCs)	数千から1万程度	半導体の製造工程等において使用
	六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	23,500	電気設備の電気絶縁ガス等に使用

#### (4) 温室効果ガスの算定方法

温室効果ガス総排出量の算定方法や排出係数等は、原則として「地球温暖化対策推進法施行令」及び「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和7（2025）年3月 環境省）に準拠します。

#### (5) 計画期間

本計画が対象とする計画期間については、令和12（2030）年までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度末を計画期間とします。

なお、目標の達成状況を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

項目	年度							
	令和元 (2019)	...	令和3 (2021)	...	令和8 (2026)	...	令和12 (2030)	
期間中の事項	基準年度		前計画 策定年度		本計画開始		目標年度	
計画期間								

図 3-1 計画期間のイメージ

#### (6) 上位計画及び関連計画との位置づけ

本計画は、温対法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。また、七戸町区域施策編及び七戸町長期総合計画に即して策定します。

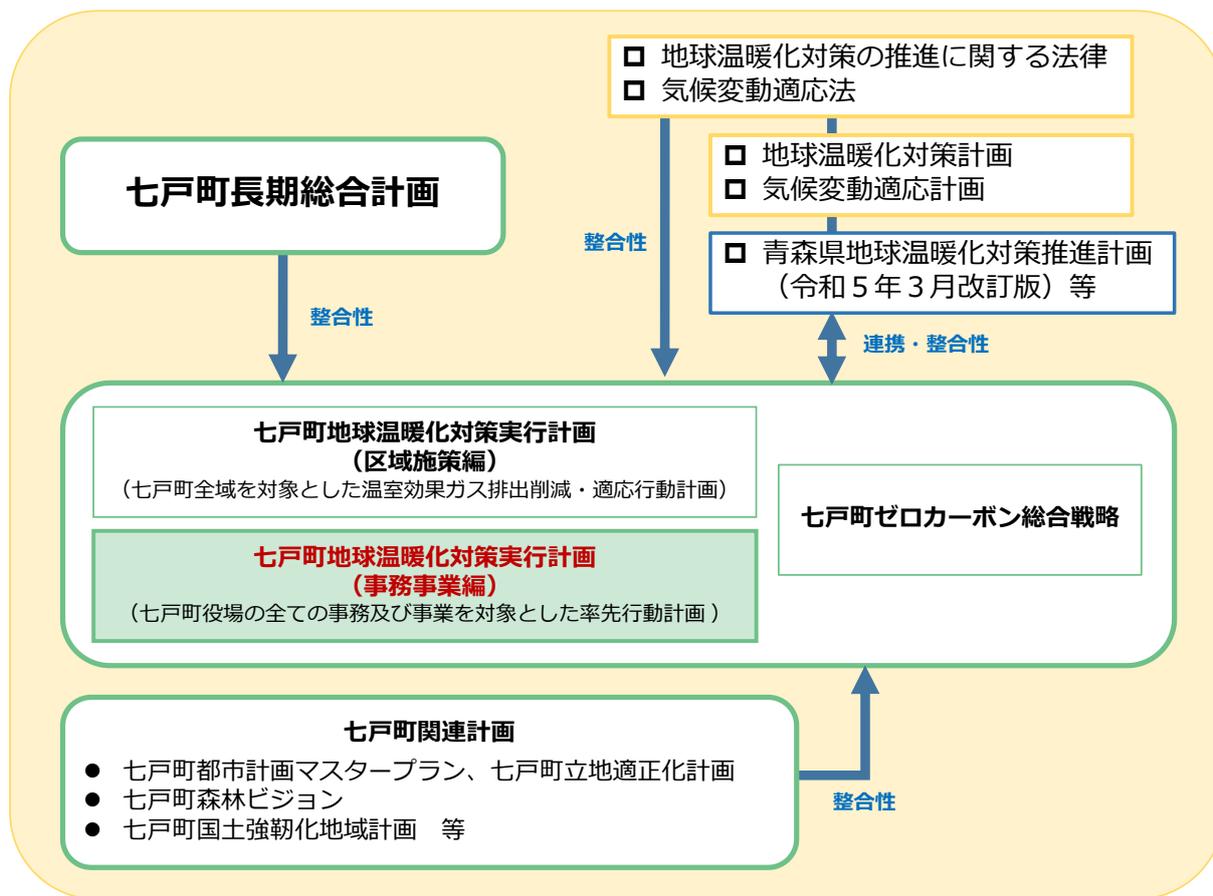


図 3-2 七戸町事務事業編の位置付け

## 4. 本町における温室効果ガスの排出状況

### (1) 前計画の概要

前計画では、本町が実施している事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量を削減するため、庁舎をはじめとする公共施設等において省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などに取り組んできました。

前計画の概要を以下に示します。

表 4-1 前計画の概要

計画期間	令和3(2021)年度から令和12(2030)年度
基準年度	令和元(2019)年度
温室効果ガス排出量削減の対象ガス	二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )
対象範囲	本町が行う全ての事務及び事業。 なお、温室効果ガスを排出する各活動量の把握が困難なものについては、温室効果ガス排出量の算定から除外する。
削減目標	基準年度の排出量(3,181.9 t-CO <sub>2</sub> )から12%削減

### (2) これまでの温室効果ガス排出量の推移

これまでの温室効果ガス排出量は、年度によっては前年度より増加することもあります。令和6(2024)の温室効果ガス排出量は、2,860.7 t-CO<sub>2</sub>となり、基準年度である令和元(2019)年度と比較すると、10.1%減少しており、令和12(2030)年度の削減目標である12%まであと一歩という状況です。

表 4-2 温室効果ガス排出量の推移

項目	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	3,181.9	2,918.3	2,739.3
基準年度比 (%)	—	▲8.3	▲13.9

項目	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	3,015.0	2,549.8	2,860.7
基準年度比 (%)	▲5.2	▲19.9	▲10.1

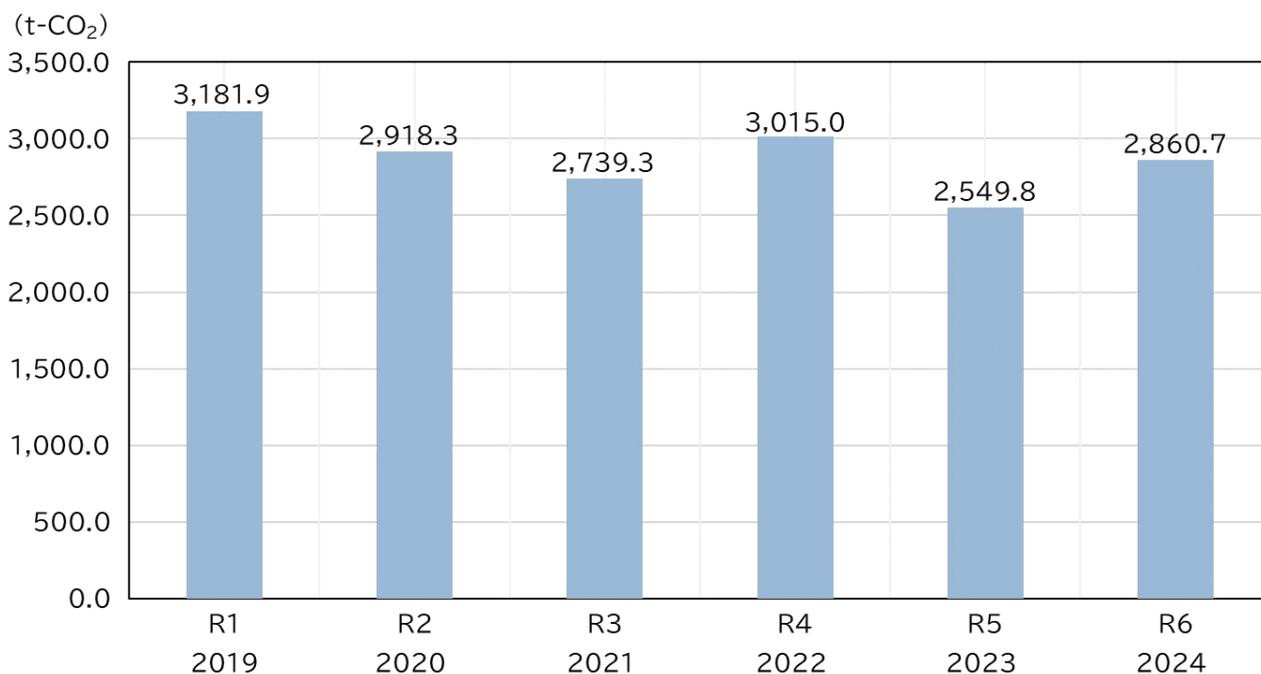


図 4-1 温室効果ガス排出量の推移

令和2（2020）年度以降<sup>※9</sup>の温室効果ガス排出量を発生源別にみると、電気の使用に伴う温室効果ガス排出量は、令和5（2023）年度を除く各年度で全体の約50%以上を占めており、本町における温室効果ガス排出の大きな発生源ともいえます。

次いで灯油やA重油の使用、下水等の処理に伴う温室効果ガスの排出がそれぞれ同程度生じており、令和5（2023）年度を除く各年度で全体の50%近くを占めています。

表 4-3 発生源別温室効果ガス排出量の推移

ガス種別	項目	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
		2019	2020	2021	2022	2023	2024
一酸化炭素	ガソリン	62.4	40.2	39.4	40.6	42.1	38.1
	灯油	454.3	406.4	397.1	375.9	409.8	416.4
	軽油	131.6	8.2	11.2	13.7	10.2	10.6
	A重油	471.1	489.1	415.9	482.2	425.6	469.8
	液化石油ガス(LPG)	47.8	0.9	0.8	0.3	1.0	2.8
	電気の使用	2014.7	1,472.2	1,384.9	1,602.7	1,171.7	1,431.9
メタン	牛の放牧	— <sup>※9</sup>	4.3	3.8	4.2	3.8	3.1
	下水等の処理		397.4	389.2	396.4	388.7	391.6
	ガソリンによる走行		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	軽油による走行		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
一酸化二窒素	牛の放牧	— <sup>※9</sup>	5.7	5.0	5.6	5.0	4.0
	下水等の処理		92.1	90.2	91.8	90.0	90.7
	ガソリンによる走行		1.7	1.7	1.5	1.7	1.6
	軽油による走行		0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
合計(t-CO <sub>2</sub> )		3,181.9	2,918.3	2,739.3	3,015.0	2,549.8	2,860.7

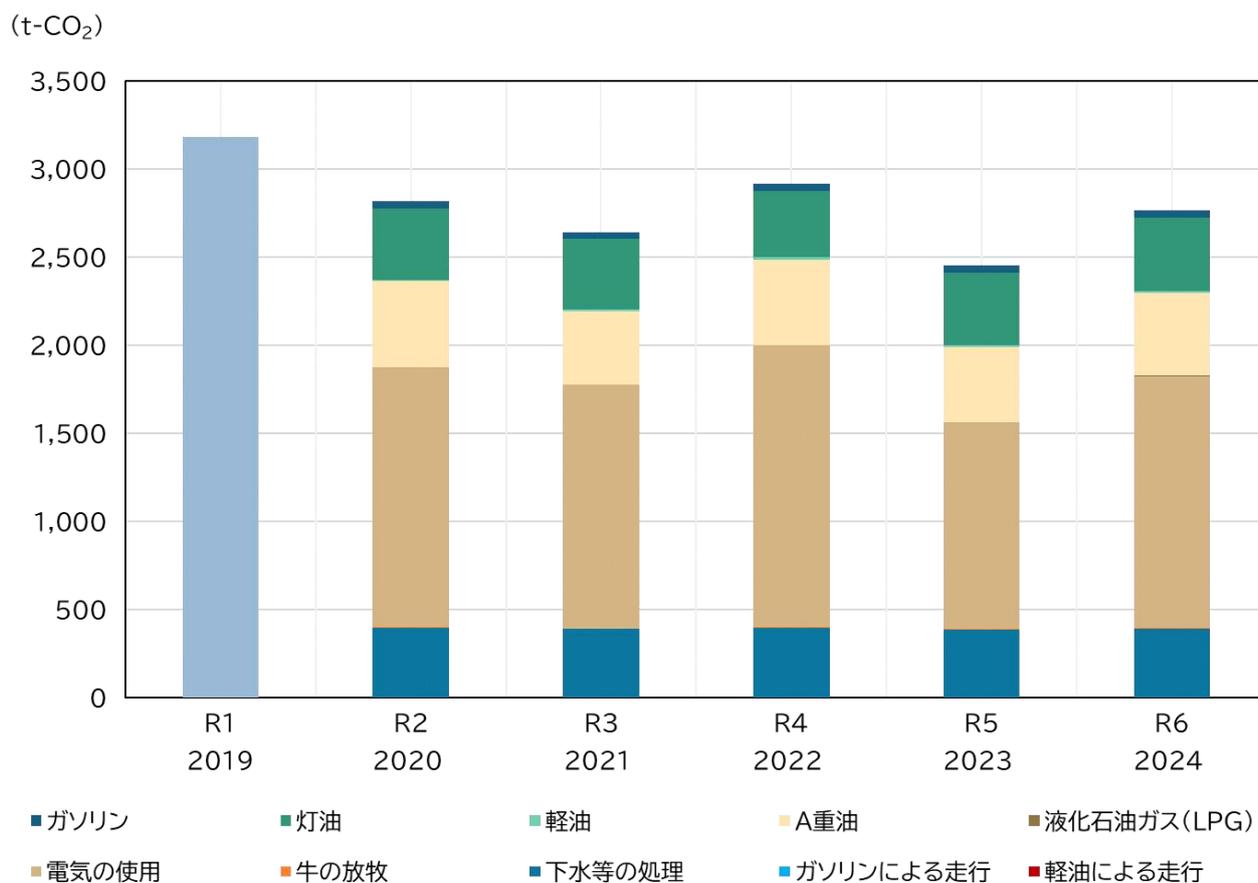


図 4-2 排出源別温室効果ガス排出量の推移

※9. 前計画では、温室効果ガス排出量削減の対象ガスを二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみとしたため、牛の放牧や下水等の処理、ガソリン・軽油による走行に伴う温室効果ガス排出量は算定の対象外とした。

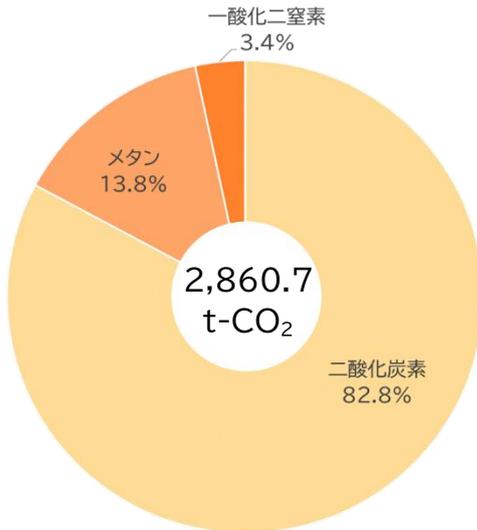
### (3) 令和6(2024)年度の温室効果ガス排出量の内訳

令和6（2024）年度における温室効果ガスの種類別にみた内訳は、二酸化炭素が2,369.6 t-CO<sub>2</sub>、メタンが394.7 t-CO<sub>2</sub>、一酸化二窒素が96.4 t-CO<sub>2</sub>となり、全体の82.8%を二酸化炭素が占めています。

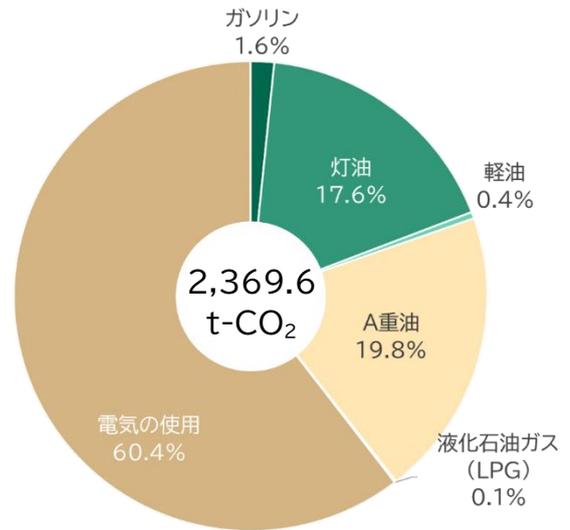
二酸化炭素排出の内訳は、電気の使用に伴う排出が1,431.9 t-CO<sub>2</sub>と全体の60.4%を占めており、次いでA重油の使用に伴う排出が469.8 t-CO<sub>2</sub>、灯油の使用に伴う排出が416.4 t-CO<sub>2</sub>となり、これらの3項目で97.8%を占めます。

メタン排出の内訳は、下水等の処理に伴う排出が391.6 t-CO<sub>2</sub>と最も多く、全体の94.1%を占めています。

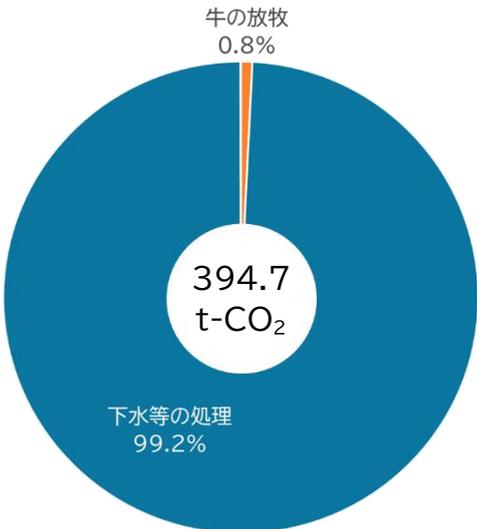
【温室効果ガスの種類別内訳】



【二酸化炭素排出の内訳】



【メタン排出の内訳】



【一酸化二窒素排出の内訳】

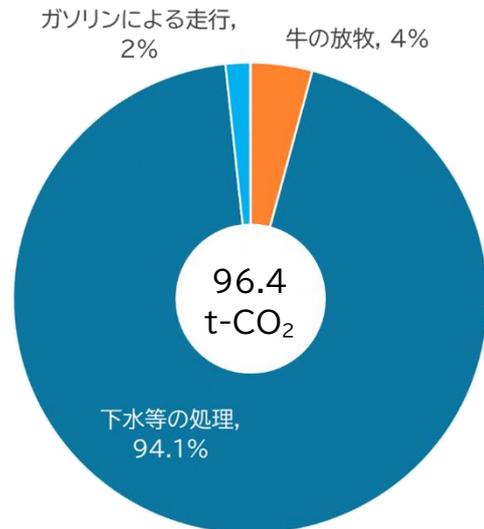


図 4-3 温室効果ガスの種類別にみた排出源の内訳

#### (4)令和6(2024)年度の施設別の温室効果ガス排出量の内訳

令和6(2024)年度における温室効果ガス排出量から自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量を除き<sup>※10</sup>、本町の公共施設種類別にみた場合、上下水道施設から排出される温室効果ガスは693.7 t-CO<sub>2</sub>と最も多く、次いで学校教育系施設が616.0 t-CO<sub>2</sub>、スポーツ施設が586.5 t-CO<sub>2</sub>とこれら3つの施設で全体の67.3%を占めています。

表 4-4 施設別にみた課別温室効果ガス排出量

施設種類	温室効果ガス排出量
庁舎	155.4
福祉施設	209.8
産業系施設	21.8
学校教育系施設	616.0
観光・レクリエーション施設	131.7
上下水道施設	693.7
文化施設	33.5
スポーツ施設	586.5
集会施設	95.8
その他施設	272.4
合計(t-CO <sub>2</sub> )	2,816.7 <sup>※11</sup>

※10. 令和6(2024)年度の温室効果ガス排出量 2,860.7 t-CO<sub>2</sub> から自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量 44.0 t-CO<sub>2</sub> を差し引いた値。

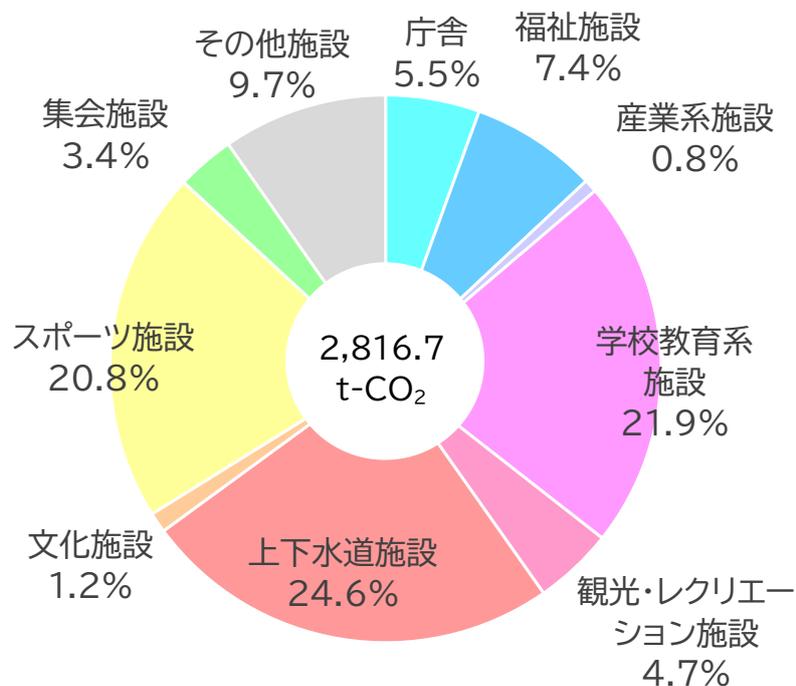


図 4-4 施設別にみた課別温室効果ガス排出量

## (5) 温室効果ガス排出量削減に向けた課題

令和6（2024）の温室効果ガス排出量は、基準年度である令和元（2019）年度と比較すると、10.1%減少しており、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出に着目した削減量の内訳は、ガソリンが3.0%減、灯油が4.7%減、軽油が14.9%減、A重油が0.2%減、液化石油ガス（LPG）が5.5%減、電気の使用が71.8%減となります。これらの削減状況から、公共施設における省エネルギーの取組により電力事業者から供給される電気の使用量が削減され、温室効果ガス排出量が削減されたと考えられます。

本町の行う事務及び事業には、教育機関や公共施設の運営、ライフラインの維持も含まれるため、省エネルギーの取組には限りがありますが、令和12（2030）年度の削減目標には未達成である状況も考慮して、これまでの取組だけでなく、温室効果ガス排出量の更なる削減に貢献する取組を進めていく必要があります。

## 5. 温室効果ガス排出量の削減目標

令和 12（2030）年度までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、本町の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出を基準年度（令和元（2019）年度）比で 20.0% 削減することを目標として設定します。

表 5-1 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度	実績	目標年度	削減率(%)
	令和元	令和6	令和 12	基準年度比
	2019	2024	2030	
二酸化炭素の排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	3,181.9	2369.6	2065.0	40.0
メタンの排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	—	394.7	390.0	—
一酸化二窒素の排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	—	96.4	90.0	—
合計	3,181.9	2860.7	2545.0	20.0

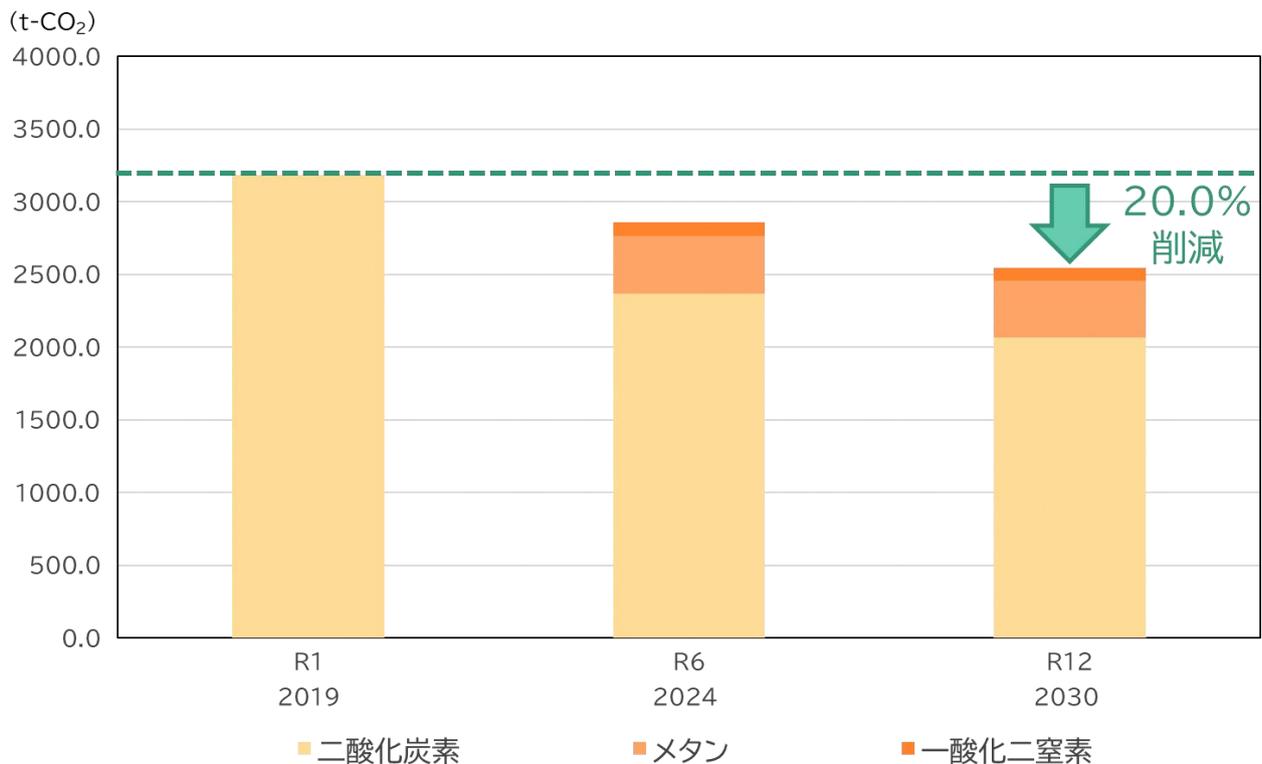


図 5-1 温室効果ガスの削減目標

## 6. 目標達成に向けた取組

### (1)取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量や灯油・A重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

また、政府実行計画では、以下の取組が示されていることから、本町においても財政状況を勘案しながら各種取組の導入について検討していきます。

表 6-1 政府実行計画に盛り込まれている措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030 年度までに設置可能な政府保有の建築物(敷地含む)の約 50%以上に太陽光発電設備を設置、2040 年度までに 100%設置を目指す。ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。また、社会実装の状況(生産体制・施工方法の確立等)を踏まえて導入目標を検討する。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB ready 相当となることを目指す。また、2030 年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。 建築物の資材製造から解体(廃棄段階も含む)に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。
電動車の導入	公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については 2022 年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも 2030 年度までに全て電動車とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた全体のLED照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
GX 製品	市場で選ばれる環境整備のため、率先調達に取り組む。 (GX 製品:製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP(カーボンフットプリント)がより小さいもの)

## (2) 具体的な取組内容

削減目標の達成に向けた取組を本町の全職員が個人単位、部署単位で推進します。

省エネルギーの推進	
照明・空調等	<input type="checkbox"/> こまめな消灯に努める。 (会議室、倉庫、給湯室、トイレ等を利用した後は忘れず消灯する。)
	<input type="checkbox"/> 時間外勤務時は、退庁者の座席部分など不必要な照明を消灯する。
	<input type="checkbox"/> 季節や室内温度・湿度に適合した衣服を着用する。
	<input type="checkbox"/> 休憩時間は、業務に支障がない限り全消灯する。
	<input type="checkbox"/> 日中の窓際の照明は、業務に支障がない限り消灯する。
	<input type="checkbox"/> 冷房の場合は室温 28℃を、暖房の場合は室温 19℃を維持できるように設定を調整する。
	<input type="checkbox"/> 利用形態に即した設備機器の調整、運転プログラムの確認等を図る。
	<input type="checkbox"/> 庁舎等の新築、改築、改修時には、LED 照明を標準設置するとともに、既存の庁舎等においても、器具の更新に当たっては、計画的な LED 照明への切り替えに努める。
	<input type="checkbox"/> 利用形態に合わせて人感センサーを導入するなど、効率的に照明を管理するよう努める。
	<input type="checkbox"/> 定期的にエアコンのフィルター等、器具の清掃の実施に努める。
OA 機器・電気製品	<input type="checkbox"/> 今後の新築事業については、ZEB に相当する設備などの導入を検討する。
	<input type="checkbox"/> 省エネモードを設定する。
	<input type="checkbox"/> 昼休み等の休憩時には、パソコン・プリンター等の電源を切ることとし、ノートパソコンは蓋を閉じる。 (業務上使用が必要な場合を除く)
	<input type="checkbox"/> 帰宅時には、パソコンの AC アダプタをコンセントから抜く。
	<input type="checkbox"/> 共用 OA 機器 (プリンター等) を 60 分間以上使用しない場合には、電源を切る。
	<input type="checkbox"/> 庁内 LAN の活用によりプリンターなど周辺機器の共有化を推進する。
<input type="checkbox"/> 最終退庁者は、共用 OA 機器の電源が切れていることを確認する。	

再生可能エネルギーの導入・活用	
エネルギー	<input type="checkbox"/> 電力調達に際しては、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (平成 19 年法律第 56 号、以下「環境配慮契約法」という。) の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る。
	<input type="checkbox"/> バイオマスエネルギーの導入に関する検討を行う。

公用車の適正利用	
公用車	<input type="checkbox"/> エコドライブを推進する。 ①ふんわりアクセル ②加減速の少ない運転 ③早めのアクセルオフ ④エアコンの使用は控えめに ⑤アイドリングストップ ⑥渋滞を避け余裕を持って出発 ⑦タイヤの空気圧をこまめにチェック ⑧ unnecessary 荷物は積まずに走行等に留意して運転する
	<input type="checkbox"/> 可能な範囲で、通勤手段を公共交通機関や自転車等にするよう努める。
	<input type="checkbox"/> 同一目的地への公用車の相乗りを推進する。
	<input type="checkbox"/> 公用車の新規導入・更新の際は、代替可能な電動車がない場合等を除き、全て電動車にすることを旨とする。
その他	<input type="checkbox"/> Web 会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、公用車利用の抑制・効率化に努める。
	<input type="checkbox"/> 燃費効率の良いタイヤの導入を検討する。

3R と省資源の推進	
プラスチック類	<input type="checkbox"/> 物品等の調達に当たっては、プラスチック素材が使用されていないものを優先して選ぶように努める。
	<input type="checkbox"/> 会議等において、マイボトル持参の推奨を検討する等、できるだけペットボトル飲料を提供しない。
	<input type="checkbox"/> プラスチックごみの分別について、わかりやすく掲示し、正しい分別とリサイクルを促す。
紙類	<input type="checkbox"/> 片面使用済み用紙の使用、両面印刷、両面コピーを徹底する。
	<input type="checkbox"/> 集約印刷（2アップ印刷）を取り入れる。
	<input type="checkbox"/> 庁内 LAN の利用等、電子メディアによるペーパーレス化を図る。
	<input type="checkbox"/> 会議の規模などに応じ、プロジェクター等を活用し、紙の使用量の抑制に努める。
	<input type="checkbox"/> 印刷物の作成に当たっては、ホームページへの掲載等により、部数を必要最小限に抑制する。
	<input type="checkbox"/> 個人ごとの資料保管をやめ、可能な限り資料の共有化を図る。
その他	<input type="checkbox"/> 定期的な点検・整備、修繕等により備品等の長期使用を図る。
	<input type="checkbox"/> 不用品がある場合は、庁内 LAN 等により他所へ情報提供を行い、有効利用を図る。
	<input type="checkbox"/> リース又はレンタル契約などによる機器の導入を行い、効率の良い利用を推進する。
	<input type="checkbox"/> 廃棄物の排出量を把握し、減量に努める。

環境に配慮した購入と契約	
物品・資材	<input type="checkbox"/> 物品やサービスを調達する場合は、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、原則としてグリーン購入法対象商品目とし、環境負荷の少ない製品の購入と使用に努める。
	<input type="checkbox"/> 公共事業を実施する場合は、周辺環境への影響が少ない工法の採用、再生建築材の使用、建築副産物の再利用等、発注者として計画段階から施工時まで環境への配慮に努める。
	<input type="checkbox"/> 本町で行う公共工事の資材調達の際には、青森県リサイクル製品認定制度により認定された製品を優先的に選択するよう努める。

環境に配慮したその他の取組	
節水	<input type="checkbox"/> 食器洗いや歯磨き時は、水を出しっぱなしにしない。
	<input type="checkbox"/> 公用車の洗車は、ホースの水を出しっぱなしにせず、バケツに水をためてし、節水を心がける。
	<input type="checkbox"/> 自動水栓や節水コマ等の節水器具を積極的に導入するとともに、配管等の水漏れ点検を定期的の実施するよう努める。

## 7. 進捗管理体制と進捗状況の把握

### (1) 推進体制

七戸町事務事業編を推進するために、副町長を委員長とする「七戸町地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

表 7-1 本町の推進体制

七戸町地球温暖化対策庁内委員会	副町長を委員長、総務課長を副委員長とし、各課及び各施設の地球温暖化対策推進責任者(各課長等)で構成します。七戸町事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。 また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。
七戸町地球温暖化対策庁内委員会事務局	保健福祉課長を事務局長とし、保健福祉課職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営を行います。 また、各課及び各施設の状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。
地球温暖化対策推進責任者	各課及び各施設に1名配置します。基本的に、各課及び各施設の長を責任者とします。 各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

### (2) 点検・評価・見直し体制

七戸町事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。

また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、七戸町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

表 7-2 PDCAの運用

毎年のPDCA	七戸町事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。 事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。 庁内委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。
目標年度までのPDCA	庁内委員会は、毎年1回進捗状況を確認・評価し、必要に応じて七戸町事務事業編の改定を行います。

### (3) 進捗状況の公表

七戸町事務事業編の進捗状況は、本町の広報紙やホームページ等で毎年公表します。